横浜国立大学教育学部附属特別支援学校

いじめ防止等対策マニュアル

令和７年４月１日

▲▲ も　く　じ ▲▲

Ⅰ　いじめ問題に関する基本的な考え方　・・・１

Ⅱ　いじめの未然防止　・・・・・・・・・・・・３

Ⅲ　いじめの早期発見　・・・・・・・・・・・・６

Ⅳ　いじめの早期発見のための取組み　・・・・７

Ⅴ　インターネット上のいじめへの対応　・・・10

Ⅵ　いじめ防止等の組織の設置　・・・・・・・・11

Ⅶ　重大事態への対処　・・・・・・・・・・・・13

横浜国立大学教育学部附属特別支援学校

Ⅰ　いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童・生徒がいじめを行わず、ほかの児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童・生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

1　いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う（当該児童・生徒が同じ学校に在籍していない場合も含む）心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒等の立場に立つことが必要である。

○いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし
（いじめの認知に関する文部科学省の考え方）

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童・生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

［出典：「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（平成 28 年 3 月 28 日【文科省通知】）」の別添資料「いじめの認知について」より］

2　いじめに対する基本認識

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、事態が深刻化しやすいとも言われています。

教職員が以下の(1)から(6)までの認識を持ち、いじめ問題に適切に対応することが必要です。

(1)「いじめは、いじめを受けた子ども人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である」
(2)「いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る」
(3)「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである」
(4)「いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題でもある。」
(5)「いじめは、大人には気付きにいくいところで行われることが多く、発見しにくいものである」
(6)「いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある」

3　いじめの構造

いじめられた子どもは、集団の中で他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれていきます。そこには、意図的に孤立させようとする集団の構造上の問題が潜んでいます。いじめは当事者だけでなく、その周りには、はやしたてる「観衆」や無関心を装う「傍観者」の存在があります。「観衆」が多いと、いじめは一層エスカレートする方向に向かい、また、「傍観者」は、いじめられている子どもから見ると、いじめに暗黙の了解を与えているように見えることがあります。「傍観者」が仲裁者となれるような指導を行うことが大切です。

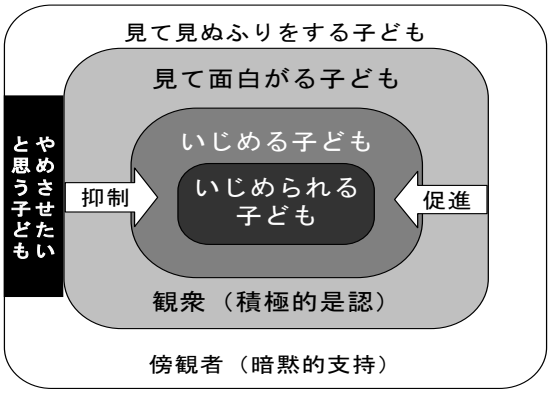

4　いじめにおける子どもの心理

(1)　いじめられている子どもの気持ち

いじめられている子どもは、孤立した状態にじっと耐えていたり、誰とも親しくせず防御的な態度をとったり、いじめられていると認めたくない心理になっていることを理解し、支援することが重要です。

ア　自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口したとしてさらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わない、言えないことが多くあります。
イ　屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがあります。
ウ　自分に原因があるからと自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがありま

す。
エ　ストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向けることがあります。

(2)　いじめている子どもの気持ち

いじめている子どもが悩んでいたり、寂しい思いをしたりしている場合も多くあります。その子どもの心理面や動機、背景に視点をあて、適切に指導することが重要です。

ア　いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
イ　自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがあります。
ウ　いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがあります。
エ　学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段としていることがあります。
オ　差異（個性）を柔軟に受け入れられることができないでいることがあります。

5　学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定めます。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながります。
・いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
・学校いじめ防止基本方針は、附属学校で一定の共通性を保ち策定します。

Ⅱ　いじめの未然防止

いじめを未然に防ぐには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図ることが必要です。

また、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を育て、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切です。

児童・生徒が安心・安全に学校生活が送ることができるよう、周囲の友人や教職員と信頼関係を築きながら、規則正しい態度で授業や行事、部活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを行い、学校や地域の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組みを実施することが重要です。

1　いじめの防止のための共通理解と学校体制の確立

いじめは人間として絶対に許されない行為であるという共通認識に立ち、全教職員で児童・生徒を見守っていくためには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で全教職員に周知していくとともに、いじめの予兆や悩みがある児童・生徒を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していきます。

○　「基本方針」・「対応マニュアル」等をとおして、共通理解をはかる。
○　校務の効率化をはかり児童生徒に関わる時間を確保する。
○　教育相談窓口の周知
○　職場内でお互いに話しやすい雰囲気をつくる。

2　児童・生徒との信頼関係の確立

児童・生徒と温かい信頼関係を作り上げていくためには、教職員は日ごろから児童・生徒の障害特性や生活環境等の実態把握に努め、児童・生徒の困り感や心情に寄り添うことを心がける必要があります。また、児童・生徒を一人の人間として尊重し、児童・生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていきます。

また、児童・生徒と同じ目線で物事を考え、児童・生徒たちと場を共有し、児童・生徒のささいな言動から個々の状況を推し量ることができる感性を高めていきます。

○　児童・生徒の行動の意味や気持ちの理解を深める研修、人権意識を高める研修を実施する。
○　アセスメントにより児童生徒の実態を把握し、障害特性と発達段階に応じた接し方を工夫する。
○　児童・生徒が安心できるクラス運営に努める。

3　命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む

学校は、いじめの未然防止に向けて、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちをたいせつにするこころ”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育むことが重要です。

また、子ども一人ひとりが、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。

○　元気なあいさつ・返事、自分の気持ちを豊かに表現する力を育てる学習を推進する。
○　作業、選択科目など集団の構成を工夫した学習活動を実施する。
○　文化祭・運動会などの行事をとおして集団での学習活動を充実させる。
○　現場実習等の体験学習、交流および共同学習を充実させる。

4　児童・生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む

学校の教育活動全体を通じ、児童・生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができるように、また、教職員が児童・生徒に対して愛情を持ち、児童・生徒たちへの温かい言葉かけを行い、児童・生徒が認められている、満たされていると思うように、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていきます。また、生徒たちの自主的、主体的な活動を推進します。

○授業研究を推進し、児童・生徒の興味・関心を育てる、楽しくわかりやすい授業づくり、適切な課題設定等によりできたことが実感できる授業づくりに努める。
○一人ひとりのニーズに合わせた個別指導を充実させる。
○児童・生徒が役割や責任を担うことができる場、自らが自己決定できる場の設定に努める。
○生徒会、同窓会などの自主的・主体的な活動を推進する。

5　児童・生徒の状況に応じた支援・指導

学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめについて、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援が必要です。また、保護者との連携や周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。

○発達障害を含む、障害のある児童・生徒が係るいじめについては、教職員が個々の児童・生徒の障害特性への理解を深めるとともに、個別教育計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童・生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行うことが重要である。
○外国につながる児童・生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることのないよう、教職員、児童・生徒、保護者等の外国人児童・生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
○東日本大震災により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童・生徒（以下「被災児童・生徒」という。）については、被災児童・生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童・生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

6　保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ問題は、学校や家庭だけの問題として捉えるのではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があります。日ごろから家庭や地域と共通理解を図るために、常に開かれた学校づくりに努め、学校だより、X 等による広報活動を積極的に行います。

また、学校評議員会等において、いじめに係る状況および対策について情報共有するとともに、連携・協働による取組を進めます。

〇学校だよりや保護者懇談会等で学校の指導方針を明示する。
〇教育相談窓口・いじめ相談窓口（特別支援教育コーディネーター）を周知する。
〇保護者が担任以外の教職員にも気軽に相談しやすい体制を整備する。
〇地域住民、警察、児童相談所など関係機関と日常的連携をはかる。

Ⅲ　いじめの早期発見

「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要があります。また、いじめられていても、いじめを受けた児童・生徒がいじめを訴えない場合や、いじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要があります。

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく関わっている児童・生徒が拡大して関係が複雑になり、解決が困難になります。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切です。

そのために、日ごろからの児童・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童・生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有を行うことが重要です。

1　いじめのサインを受け取るために

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっています。そのため、教職員は日ごろから児童・生徒をしっかりと観察し、行動や生活の様子の小さな変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないよう積極的に認知します。

〇児童・生徒の丁寧な観察と教職員間の情報交換・情報共有を推進する。
〇連絡帳等をとおして家庭との連携を密にし、少しの変化も見逃さないように努める。

2　教育相談を通した把握

学校全体で定期的な面談の実施や、児童・生徒が希望する時には面談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている児童・生徒や周りの児童・生徒、保護者が相談しやすい環境を整備することに努め、児童・生徒、保護者からの相談に真摯に対応することにより、いじめの早期発見につながるようにします。

〇個別面談を年間計画に位置づけ、相談する時間を確保する。
〇保護者の相談にいつでも誰でも対応できる体制をつくる。

3　アンケート調査による把握

定期的な悩みアンケート調査を実施し、児童・生徒を客観的に把握することにします。実施方法(記名式や障害特性に応じた書式の変更等)や実施対象については、状況に応じて配慮して実施します。

〇年２回（６月、１１月：保護者・中・高等部生徒対象・全学部保護者対象）悩みアンケート

※アンケート調査や教育相談において、児童・生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童・生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければなりません。
※アンケート終了後は、すみやかに記載内容を確認し、いじめの訴えや相談があった際は、迅速に対応します。
※アンケート調査や教育相談の記録については、適切に保管します。

Ⅳ　いじめの早期解決のための取組み

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが必要です。また、被害児童・生徒を守り通すとともに、教育的配慮の元、毅然とした態度で加害児童・生徒を指導しなくてはなりません。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、いじめの内容によっては、警察等の関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

1　いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関係している児童・生徒に適切な指導を行い、そのいじめに対し、組織対応するため全教職員に周知し、多方面から的確かつ迅速に対応します。さらに保護者の対応についても誠意を持ち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立します。

（１）すぐにいじめを止める
　　いじめと疑われる行為を発見したら、その場ですぐにいじめをやめさせる。

（２）相談や通報に来た児童・生徒の安全確保
　　話を聞く場合は、他の児童・生徒の目に触れないよう、時間や場所等に十分に配慮する。いじめを知らせてきた児童・生徒を含めて安全確保の徹底をはかる。

（３）一人で抱え込まない。すぐに管理職に報告＝「いじめ防止対策委員会」へ
　　発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、迅速かつ適切に組織で対応する。「いじめ対策委員会」で情報を共有し、問題解決のための方策を検討し、全教職員の協力体制のもと対応する。

（４）多方面からの情報収集による正確な事実の把握
　　速やかに管理職の指示のもとに教職員間で連携して対応する。教職員、保護者等の第三者を含めて事実確認等を行う。事実確認は、複数の教職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等の取扱いには十分に注意を払う。

（５）大学（教育学部）への報告・相談と保護者への説明
　　校長が責任をもって大学（教育学部）に報告・相談するとともに、関係する保護者に事実確認の結果を伝え、今後の対応方針に理解を求め、協力を要請する。

※犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、大学（教育学部）及び所轄警察署等と連携して対処する。

2　いじめ対応の基本的な流れ

様々な立場からの事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、全教職員で対応方針や指導方針を検討し、いじめを受けた児童・生徒やいじめを行った児童・生徒に対する適切な指導や支援を行うとともに、いじめを再び起こさないための学校づくり、集団づくりに取り組みます。それらの内容を関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を提示し、再発防止への協力を要請します。

なお、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(1)　いじめられた児童・生徒や保護者への支援

（児童・生徒に対して）

・本人の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図ります。
・事実を正直に言えない場合や認めたくない場合は、最後まで全力で守り通すという姿勢を示すとともに、できる限り不安を除去し、心身の安全を保障します。
・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意します。

・児童・生徒の意向を考えながら、必要に応じて学校生活への配慮を行います。

（保護者に対して）

・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応します。家庭訪問等により迅速・正確に事実関係を説明します。
・学校での心身の安全を保障します。
・学校の指導･支援方針を伝え、保護者と連携を取りながら、解決に向かって取り組みます。

⑵　いじめた児童・生徒への指導・支援や保護者への助言

（児童・生徒に対して）

・事実と自分の気持ちを率直に表現できるように丁寧に聞き取ります。
・問題行動の意味やその背景にある児童・生徒が抱える課題などにも目を向けて事実確認を行います。
・いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。しかし、すべてが厳しい指導を要するとは限らず、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童・生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、柔軟な対応による対処も可能です。

（保護者に対して）

・正確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながら、いじめが許されないことを理解できるよう、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、今後の関わり方などについて、保護者と一緒に考え、継続的に助言を行います。
・児童・生徒が同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して児童・生徒を育てていく姿勢で対応します。

⑶　周りの児童・生徒たちに対しての働きかけ

・当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた児童・生徒等にも自分の問題として捉えさせ、いじめを抑止する仲裁者になることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
・はやし立てたり、同調したりしている児童・生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させるよう指導します。
・学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童・生徒たちに広げ、再発防止へ向けた指導を行います。

⑷　経過観察と再発防止に向けた継続した指導

・解消後も、引き続き保護者と連携し、十分な注意を払って経過観察を行い、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」で課題等の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行います。
・いじめられた児童・生徒、いじめた児童・生徒双方に相談支援担当や専門職（心理職）、関係機関の活用を含め、継続的な指導や支援を行います。

・　いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取組みや児童・生徒指導体制を見直し、再構築していきます。

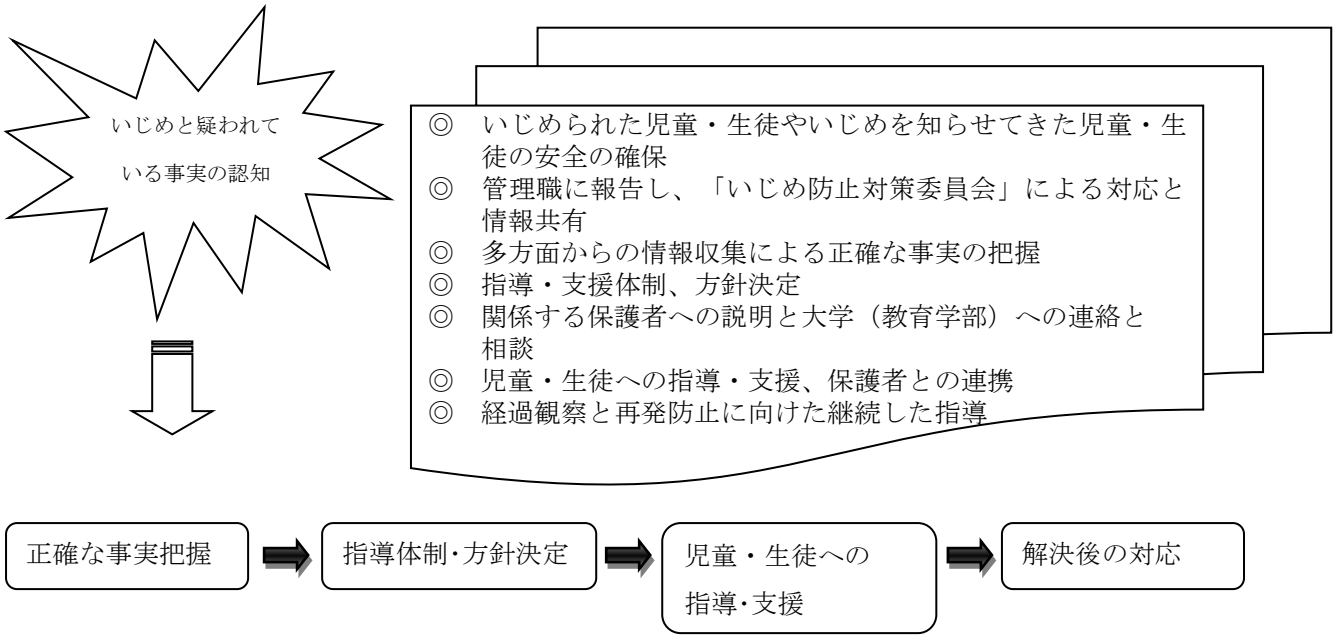

Ⅴ　インターネット上のいじめへの対応

教職員はインターネット上で発信される情報の特質を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握することが大切です。

また、パスワード付きサイトやソーシャルネットワーキングサービス（LINE も含む）、携帯電話等のメールを利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育をすすめるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが不可欠です。なお、学校は児童・生徒が自らインターネット上のいじめを防止する意識を持って、望ましいSNSの利用方法を児童・生徒が互いに話し合うなど、児童・生徒の主体的活動が行われる機会を設けることが重要です。

1　未然防止のために

インターネット上で発信されて情報の流通性、発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また、適切に対処することができるよう、保護者と緊密に連携・協力することが不可欠であり、双方で指導を行います。

○児童・生徒の実態に応じた情報モラル教育を実施する。
○保護者に必要な情報を提供し連携をはかる。

2　早期発見・早期対応のために

○悩みアンケートに、ネットいじめに関する項目を盛り込む。（早期発見）
○インターネット上の不適切な書き込み等は速やかに削除する措置をとる。その際、必要に応じて、法務局、警察等の専門機関に相談・通報し、適切な援助を求める。（早期解決）

3　事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにします。

Ⅵ　いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめの根絶」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に対応することが必要です。また、必要に応じて外部の専門家等が参画することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資すると考えられます。

このことから、いじめ問題への組織的な取組みを推進し、共有された情報から組織的に的確に判断する、いじめに特化した「いじめ対策防止委員会」を設置し、その委員会が中心として、教職員全員で総合的ないじめ対策を行うことが必要です。

また、学校基本方針の策定とともに定期的に見直し等を行い、児童・生徒の状況や地域の実態に応じた取組みを展開することが大切です。

1　「いじめ対策防止委員会」の設置

学校全体でいじめ問題に対応するために、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「いじめ対策防止委員会」を設置し、児童生徒情報の共有等を含め、企画会議の中で学校基本方針に基づく取組みや年間計画の作成、取組みの見直し等を行います。

また、いじめ事案に対しては機動的に対応し、その情報を集約し、今後の対応方針や指導方針について検討を行う中核的な役割を担います。同組織内での検討内容や事案の対応等については、朝の打合せや職員会議等を通じて全教職員で情報共有します。

(1)　「いじめ防止対策委員会」の構成

・校長、副校長、校内教頭、学部主事、養護教諭、特別支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

※　事案内容により、構成員は柔軟に検討し学校長が任命する。

※　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとは、出勤日等を中心に情報共有を行う。

(2)　活動内容

・　いじめ防止等の取組み内容の検討、基本方針･年間計画作成実行･検証･修正

《緊急時》

・　いじめに関する相談・通報への対応、情報の収集・記録・共有といじめの判断

・　いじめ事案への対応の検討・決定・実施

2　いじめ事案対応フローチャート（組織対応の流れ）

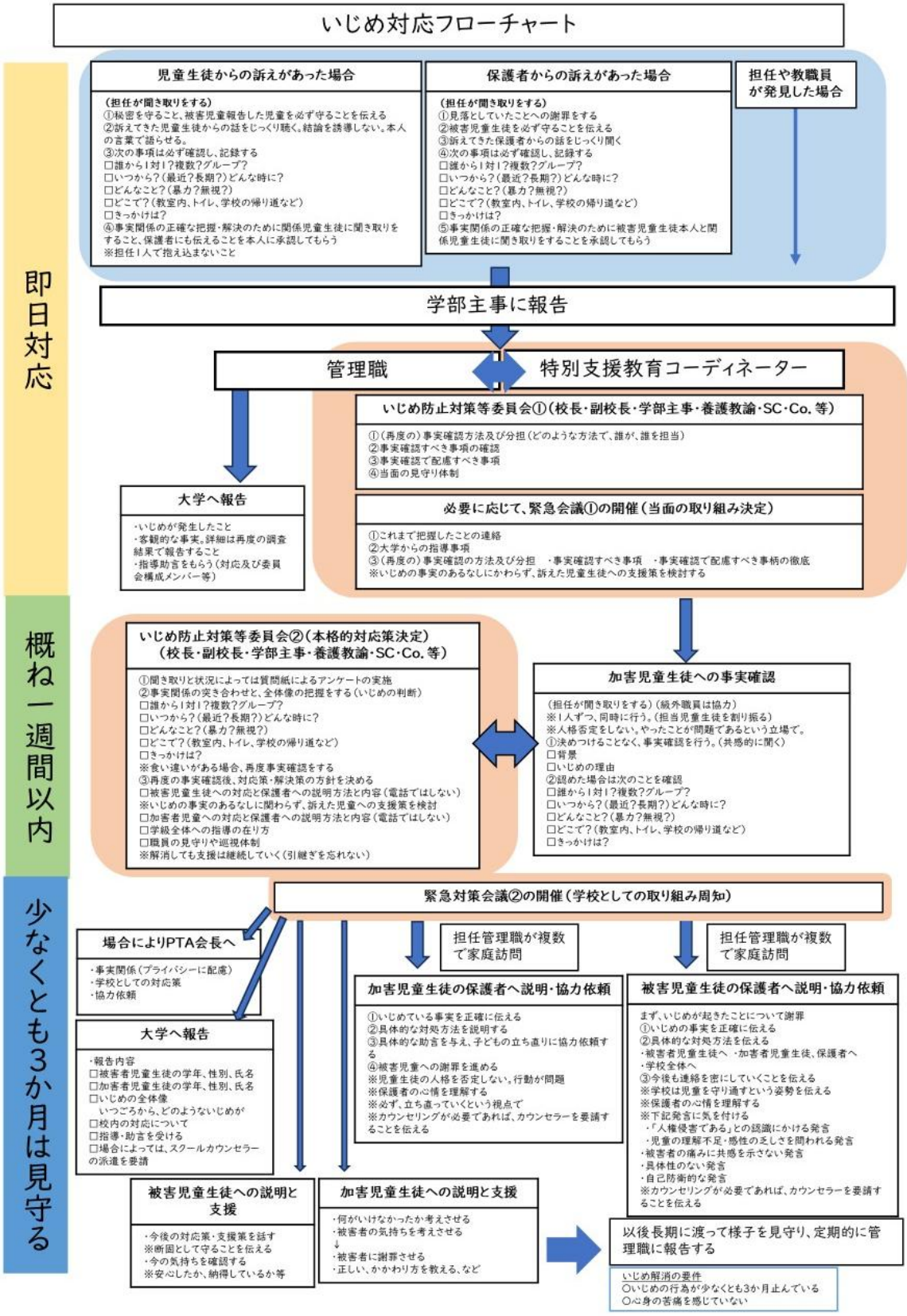

3　いじめ防止指導等年間計画

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、早期解決にあたるためには、学校全体で年間を通じて組織的、計画的に取り組む必要があります。そのため、いじめ防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組みが体系的・計画的に行われるよう、年間を通じて取り組みます。

また、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るための校内研修や、いじめ問題への取組みについての点検を定期的に行い、学校が一丸となって組織的に対応するため、いじめ問題についての共通理解を深めます。

Ⅶ　重大事態への対処

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかに大学（附属学校部）や警察等の関係機関へ報告し、関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応するとともに、県教育委員会がその事態の調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断します。

事実関係を明確にするための調査を実施した場合、その調査結果をいじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供します。また、その調査結果の報告を受けた大学学長が、重大事態の対処または同種の事案の発生の防止のために必要があると認めた場合は、第三者で構成する第三者委員会が調査を行います。

1　国立大学法人横浜国立大学教育学部附属学校いじめ重大事態調査委員会規則の制定について

1　改正理由

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）に基づき、国立大学法人横浜国立大学教育学部附属学校の児童生徒に発生したいじめ重大事態に対処し、及び当該いじめ重大事態と同種の事態の発生の防止に資することを目的として第三者委員会を設定するため新たに制定するもの。

2　新規制定の主なポイント

（1）第三者委員会の構成に関するもの（第 3 条、第 4 条及び第 6 条関係）
（2）第三者委員会の任務に関するもの（第 5 条及び第 7 条関係）
（3）第三者委員会の調査結果の報告に関するもの（第 9 条関係）

3　新規制定規則　　**＊令和５年６月 28 日（水）附属学校部委員会で提示**

・国立大学法人横浜国立大学教育学部附属学校いじめ重大事態調査委員会規則

2　国立大学法人横浜国立大学教育学部附属学校いじめ重大事態調査委員会規則

○国立大学法人横浜国立大学教育学部附属学校いじめ重大事態調査委員会規則

（令和 5 年 6 月 22 日規則第 67 号）

（趣旨）

第 1 条　国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）に基づき、本学の教育学部附属学校（以下「附属学校」という。）の児童生徒に発生したいじめに関する重大事態に対処し、及び

当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資することを目的として設置する国立大学法人横浜国立大学教育学部附属学校いじめ重大事態調査委員会（以下「第三者委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この規則において「重大事態」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2)　いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（報告及び設置）

第３条　附属学校長は、重大事態の発生を認識した場合、次の各号に掲げる調査等を行った上で、速やかに当該重大事態の状況を、教育学部長を経由して学長に報告しなければならない。

(1)　関係者への事実関係の聴取

(2)　いじめの事実確認及び実態把握のための調査

(3)　その他事態の把握に必要な事項

２　学長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに文部科学大臣に報告するとともに、事実関係を明確にするため、第三者委員会を本学に設置するものとする。ただし、保護者等から第三者委員会の設置を求めない旨の申し出があった場合は、その限りでない。

３　前項但し書きにより第三者委員会を設置しない場合、教育学部長は再発防止に関する必要な措置及び当該事案に係る今後の対応等について、学長に報告しなければならない。

（構成）

第４条　第三者委員会は、重大事態との直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者を参加させ、調査の公平性・中立性を確保した組織構成とする。

２　第三者委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　学長が指名する理事又は副学長

(2)　弁護士、精神科医、学識経験者又は心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者　若干名

(3)　その他学長が指名する本学教職員　若干名

３　前項第２号及び第３号の委員は、学長が委嘱する。

４　第２項第２号及び第３号の委員の任期は、学長が第９条の報告を行った日までとする。ただし、第９条第４項に基づく報告を行った場合に、文部科学省より再調査を指示されたときは、当該再調査の報告を文部科学大臣に行った日までとする。

（任務）

第５条　第三者委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1)　関係者への事実関係の調査確認

(2)　調査に基づく分析評価

(3)　調査報告書の作成

(4)　その他重大事態の調査及び報告に関し必要な事項

（第三者委員会）

第６条　第三者委員会に委員長を置き、第４条第２項第１号の委員をもって充てる。

２　委員長は、第三者委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

４　第三者委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（追加調査）

第７条　第三者委員会は第５条の業務を実施するにあたり、第３条第１項で学長に報告された資料等では不足があると認められるとき、追加調査を行うことができる。

2　前項の調査を行う場合で、第３条第１項各号の規定される事項について調査を行うときは、教育学部長に対して追加調査を指示する。この場合において、第三者委員会は追加調査の内容及び方法について明確にしなければならない。

3　教育学部長は前項の指示を受けたとき、附属学校長を通じて速やかに追加調査を行い、第三者委員会へ結果を報告しなければならない。

（情報共有）

第８条　第三者委員会は、関係児童生徒又は保護者から申し出があった場合、調査の進捗状況等を共有しなければならない。

（報告）

第９条　第三者委員会は、調査が終了した場合、速やかに学長へその結果を報告しなければならない。

2　学長は、前項の報告を受けた場合で、再発防止等の指摘事項があるときは、教育学部長に対策を講じるよう指示する。

3　教育学部長は、前項の指示を受けた場合は、直ちに対応策を検討し学長へ報告しなければならない。

4　学長は、前項の報告を受けて問題ないと判断したときは、文部科学大臣に報告する。

（守秘義務）

第10条　第三者委員会の委員は、調査に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

2　第１１条の規定により事務を行う者については、前項の規定を準用する。

（事務）

第11条　第三者委員会の事務は、教育学系事務部の協力を得て総務企画部総務企画課において処理する。

（雑則）

第12条　この規則に定めるもののほか、第三者委員会の運営に関し必要な事項は、第三者委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和５年　６　月　２２　日から施行する。

2　国立大学法人教育学部附属学校におけるいじめ重大事態の対応に係る組織図　参考

国立大学法人横浜国立大学教育学部附属学校におけるいじめ重大事態の対応に係る組織図

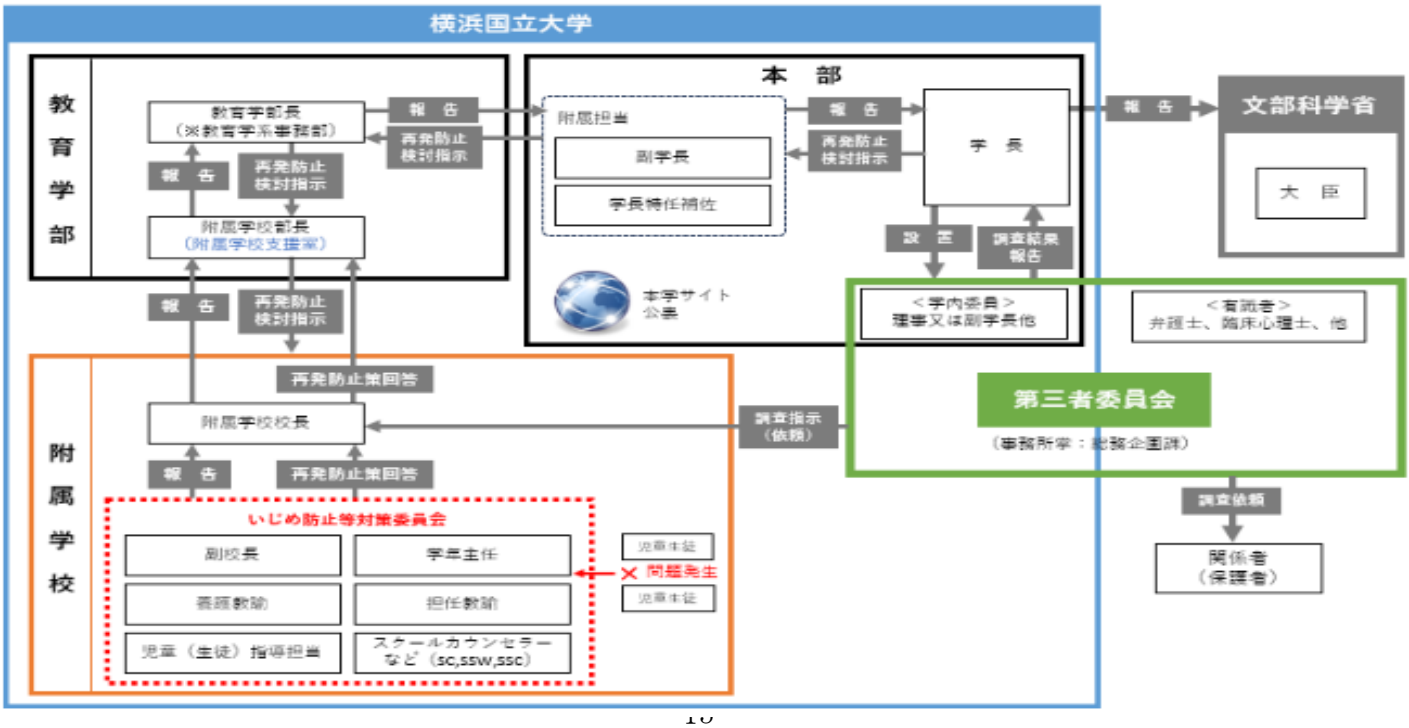

3　いじめ重大事態調査に関するガイドライン　参考＞

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版）

＜参考＞

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

背景

・平成29年３月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成
・重大事態の発生件数は、令和４年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。
⇒今回の改訂により、**重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化**。**円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応**を促す。

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第２章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第３章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第４章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第６章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第７章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第８章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載
・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

（その他）・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
・重大事態対応におけるチェックリストを作成
・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年３月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化